

『保育所保育指針』を読む 第49回

新しい『保育所保育指針』は、『幼稚園教育要領』とともに昨年度2018（平成29）年度より全面実施されている。『小学校学習指導要領』は、来年度2020（令和2）年完全実施なので、小学校関係者は、4月に入学したばかりの一年生を見ながら、いままでとどうちがった子どもが入学してくるのか、小学校の教育はどうしていけばよいのか、関心を持って『指針』を読んでいこう。

保育園関係者にとって一番目新しい点は、第1章総則「4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」の「育みたい資質・能力」（3つ）と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10項）である。これは文科省の学習指導要領の改訂との「整合性」で入ったものなので、学習指導要領や中教審答申の理解がないとわかりにくい。直前の「3 保育の計画及び評価」が、学習指導要領での「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネ



ジメント」と連続している。この新しい枠組みの中で、第2章「保育の内容」で、「保育のねらい及び内容」が、「乳児保育」「1歳以上3歳未満児の保育」「3歳以上児の保育」の3段階で詳しくまとめられた。1歳以上はこれまでのような「5領域」、乳児は新しく「3つの視点」が導入されている。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は全体の枠組みの要で、これを元に「保育士等と小学校教師が話し合いながら、子どもを共有」することが求められ、「入学式の翌日に『小学校は幼稚園までとは違います』と宣言し、『手はお膝』『お口チャック』『手を挙げて、先生に当てられたら発言していいです』とされる「不幸な時代」の終焉がはかられている。（研究部・加藤聡一）

参考文献

- ①厚生労働省編『保育所保育指針解説 平成30年3月』フレーベル館、2018年、63頁。
- ②奈須正裕『「資質・能力」と学びのメカニズム』東洋館出版社、2017年、54頁。